

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所 保安規定）【2】
2. 日時：令和4年7月27日 14時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、大野主任安全審査官、皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官、小野安全審査官、伊藤原子力規制専門員

実用炉監視部門

水野企画調査官、久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官

事業者：

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 副部長 他8名

原子力本部 原子力部 副長 他26名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他2名

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他2名※

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 専任副長 他2名※

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 副課長 他2名※

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他3名※

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 部長 他2名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理）総括マネージャー 他3名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他2名※

## 5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、保安規定変更に係る基本方針（BWR）について、令和4年7月20日の提出資料に基づき説明があった。また、東北電力株式会社から、女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和4年7月20日及び7月27日

の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【保安規定変更に係る基本方針（BWR）について】

- その他自然災害等（地震、津波及び竜巻等）の対応体制における「積雪」時の対応について、「保安規定の添付書類には規定する内容は無いと考える。」と記載されているが、柏崎など先行プラントの保安規定上の除雪等の運用との関連を踏まえて記載を検討すること。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（66条先行 BWR プラントとの比較表）】

- 高圧代替注水系（中央制御室からの遠隔起動）に係る確認事項におけるポンプの流量について、設計確認値と公称値の使い分けの考え方を説明すること。
- 動作可能な主蒸気逃がし安全弁が所要数を満足していない場合の要求される措置として、先行プラントでは、高圧炉心注水系 2 系列について動作可能であることを確認するとしていることに対し、1 系列のみ動作可能であることを確認するとしている考え方を整理して説明すること。
- 運転上の制限における動作可能であるべきチャンネル数について、論理回路毎に設定している場合とそうでない場合の使い分けの考え方を整理して説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和 4 年 3 月 23 日 第 73 回原子力規制委員会 配布資料 2）を踏まえ、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

女川 2 号保安規定 指摘事項に対する回答整理表